

## 【ドイツ】建築物エネルギー法等の改正—「暖房法」の制定—

海外立法情報課 山岡 規雄

\* 2023年9月、ドイツ連邦議会は、新設の暖房システムへの熱供給の65%以上を再生可能エネルギー等で行うことを義務付ける建築物エネルギー法等の改正法を可決した。

### 1 改正法の制定経緯

#### (1) 法律案の提出から連邦議会における委員会審査まで

2021年のドイツの建築物からの温室効果ガス排出は、二酸化炭素換算で1億1550万トンに達し、連邦気候保護法<sup>1</sup>で定める許容排出量を250万トン上回った。また、ロシアによるウクライナ侵攻に起因するエネルギー危機は、紛争地域からの化石燃料への依存を見直すきっかけとなった<sup>2</sup>。こうした状況を受け、2023年4月、連邦政府は、建築物の暖房システムの主要な熱供給源を再生可能エネルギーに切り替えることを促進する建築物エネルギー法<sup>3</sup>等の改正案（以下、通称に倣い「暖房法（Heizungsgesetz）案」）を閣議決定し、連邦議会の夏季休会前の可決成立を目指すこととした。

しかし、2023年5月17日の連邦議会への暖房法案の提出後<sup>4</sup>、連立与党を形成する自由民主党から、国民経済への負担等の観点から同法律案への異論が提起された結果、審議入りが遅れるなど、夏季休会前の可決成立が危ぶまれるようになった。その後、改めて連立与党内で協議が行われ、同年6月末に、新築地域（Neubaugebiet）以外の建築物の暖房システムにおける再生可能エネルギーへの切替義務の導入を事実上2年又は4年弱遅らせること（後述2（1）参照）で合意が成立した。この合意に従った修正を反映した暖房法案は、同年7月5日に気候保護・エネルギー委員会で可決され、同月7日に本会議での採決が予定されることになった。

#### (2) 連邦憲法裁判所の決定

このように与党会派は、夏季休会前の採決を目指したが、野党会派のキリスト教民主／社会同盟の議員から、短時間の審議により連邦議会議員としての権利を侵害されたとする訴えが連邦憲法裁判所に提起され、審議停止の仮命令の要求の申立てが行われた。2023年7月5日、連邦憲法裁判所は、少なくとも14日前に法律案の重要な部分が書面で全ての議員に提示されていなければ、最終的な審議と採決を行ってはならないとし、この申立てを認め、審議の停止を命じた<sup>5</sup>。同月8日、連邦議会は夏季休会期間に入ったため、採決は9月以降に持ち越された。

#### (3) 法律の成立

与党会派は採決を急ぎ、連邦議会は、夏季休会明け直後の2023年9月8日に暖房法案を可決した<sup>6</sup>。同月29日、連邦参議院は、両院協議会の招集を要求するバイエルン州代表の動議を

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年10月20日である。

<sup>1</sup> Bundes-Klimaschutzgesetz vom 12. Dezember 2019 (BGBl. I S.2513)

<sup>2</sup> BT-Drs. 20/6875, S.44.

<sup>3</sup> Gebäudeenergiegesetz vom 8. August 2020 (BGBl. I S.1728)

<sup>4</sup> BT-Drs. 20/6875, *op.cit.*(2)

<sup>5</sup> Beschluss vom 05. Juli 2023 (2 BvE 4/23)

<sup>6</sup> 野党側は、反対討論で、審議時間の追加がなかったことを批判した。これに対し、与党会派議員は、野党からの対案を待っていたが何も提出されなかったと指摘したが、野党会派議員は、議会手続に基づき提出する予定だったが、委員会が開催されなかったと反論した。BT-Plenarprotokoll 20/120, 2023.9.8, S.14857-14859.

否決し<sup>7</sup>、暖房法案について異議を申し立てないことを決定した。可決された暖房法は、同年 10 月 19 日に公布された<sup>8</sup>。同法は、一部の規定を除き、2024 年 1 月 1 日から施行される。

## 2 改正の主な内容

### (1) 新設の暖房システムにおける再生可能エネルギー等の使用比率

2024 年 1 月 1 日以降、新設の暖房システムにおいて、暖房設備に供給する熱の 65%以上は、再生可能エネルギー又は一定の要件を満たす廃熱を使用しなければならないこととなった（建築物エネルギー法第 71 条第 1 項。以下、条名は全て同法のもの。）。ただし、新築地域以外に所在する建築物であって、住民が 10 万人を超える市町村に所在するものについては 2026 年 6 月 30 日まで、10 万人以下の市町村区域に所在するものについては 2028 年 6 月 30 日まで、この義務の履行が猶予される（当初の政府案では、このような例外はなかった。）。しかし、これらの建築物についても、所在する市町村において後述 2 (3) の「熱供給計画 (Wärmeplanung)」が策定され、この計画を考慮した上で、州当局が、当該地区を熱供給網 (Wärmenetz) の新築地域若しくは拡張地域等として指定することを決定した場合には、当該決定の公示の 1 か月後から第 1 項に規定する義務を履行しなければならない（同条第 8 項及び第 10 項）<sup>9</sup>。

### (2) 既存の暖房システムの取扱い

既存の暖房システムの継続的な利用は許され、再生可能エネルギーを 65%以上利用するシステムに直ちに交換する義務はない。現在のところ、法律上の規定はないが、連邦政府の方針としては、最大で交換費用の 70%の助成を予定しているとされる<sup>10</sup>。また、暖房システムの交換には移行期間が設けられ、2 (1) の期限を過ぎた場合であっても、5 年間は第 71 条第 1 項の要件を満たさない暖房システムへの交換が許される（第 71i 条）。

### (3) 市町村における「熱供給計画」との関係

第 71 条で認められているエネルギー供給源は、熱供給網への接続、ヒートポンプ、直接電気暖房 (Stromdirektheizung)<sup>11</sup>、太陽熱装置 (solarthermische Anlage)、ガス・バイオマス・液体燃料とヒートポンプ又は太陽熱装置の組合せである（第 3 項）。これらのうち、どの手段を利用するのが適切であるかは、所在地域の熱供給体制に左右されることになる。そのため、連邦政府は、各市町村に対し、「熱供給計画」（どのようなエネルギーを用いて、どのような熱供給体制を整備するか等を示す計画）を策定することを義務付けることとし、別個の法律案を作成した<sup>12</sup>。この法律案によると、人口 10 万人を超える市町村は 2026 年まで、人口 10 万人以下で 1 万人を超える市町村は 2028 年までに当該計画を策定しなければならない。また、これより人口規模が小さい市町村には簡略化された策定手続が認められる。

<sup>7</sup> バイエルン州では、キリスト教社会同盟を中心とする政府が形成されている。

<sup>8</sup> Gesetz zur Änderung des Gebäudeenergiegesetzes, zur Änderung des Bürgerlichen Gesetzbuches, zur Änderung der Verordnung über Heizkostenabrechnung, zur Änderung der Betriebskostenverordnung und zur Änderung der Kehr- und Überprüfungsordnung vom 16. Oktober 2023 (BGBl. I Nr. 280)

<sup>9</sup> 第 71 条第 10 項は、「建築の空白 (Baulücke)」(既存市街地の未開発の部分)を埋める建築物等については、市町村の「熱供給計画」がない場合における既存の建築物に関する同条第 1 項の義務の適用除外について定める同条第 8 項の規定が準用されると規定している。したがって、当該計画がない場合、当該義務が課されるのは、「新築地域」(法律案の説明書では「Neubaugebiet」として説明されている。)の新築建築物に限られることになる。

<sup>10</sup> „Für mehr klimafreundliche Heizungen,“ 2023.9.8. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/neues-gebäudeenergiegesetz-2184942>>

<sup>11</sup> 遠赤外線ヒーターなどがこれに該当する。

<sup>12</sup> „Wärmeplanung für ganz Deutschland,“ 2023.8.16. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/waermeplanungsgesetz-2213692>>